

税制改正等のお知らせ

〈給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）〉
給与所得控除の適用される上限額が見直され、給与収入千500万円（控除額250万円）を、平成28年分（平成29年度）は千200万円（控除額200万円）に、平成29年分（平成30年度）以後は千万円（控除額200万円）に引き下げとなります。

〈日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化〉

日本国外に居住する親族について、確定申告や個人住民税の申告等において、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける方は、親族関係書類（戸籍の附票の写し、出生証明書）および送金関係書類（送金依頼書、クレジットカード利用明細書等）を添付または提示しなければなりません。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です。

〈金融所得課税の一体化等〉

税負担に左右されず金融商品を選択できるように、金融所得課税の一体化を拡充し、特定公社債等の利子および譲渡損益、上場株式等に係る所得等との間で損益通算が可能になりました。

なお、従来可能であった上場株式等と一般株式等（未上場株式等）の間での損益通算はできなくなりました。

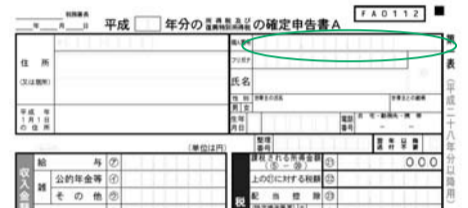
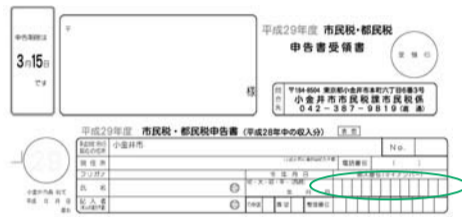
にお持ちください。
郵送や市役所で確定申告書を提出する場合には、確認書類の写しを添付してください。
確認書類▷個人番号カード（両面の写し）
▷個人番号通知カードと現住所・氏名・生年月日が記載された本人確認のできるもの（※）
※ 公的機関の発行した証明書（運転免許証、公的医療保険の被保険者証等）

マイナンバーを記載

市・都民税の申告書および確定申告書へ個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。なお、提出の際には確認書類のいずれかを忘れ

※ 様式により記載箇所が異なります。また、配偶者や扶養親族等のマイナンバーが必要な場合もありますのでご注意ください。

マイナンバー記載箇所の一例



市・都民税の申告

Q & A

Q 平成28年中は無収入でしたが、申告は必要ですか？

A 所得がなかった方も、国民健康保険税の軽減措置の判定や、非課税証明書の交付に必要ですので、申告をお願いします。

Q 65歳以上で寡婦（寡夫）に該当します。公的年金等支払者に提出する扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）の申告をするのを忘れてしまいま

したが、市・都民税で寡婦（寡夫）を申告する必要はありますか？

A 申告の必要があります。寡婦（寡夫）控除の適用を受けるためには、確定申告または市・都民税の申告をお願いします。寡婦（寡夫）の要件に該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、市・都民税が非課税になります。

お知らせ information

行財政改革プラン 2020（案）

パブリックコメント

募集

市では、行財政改革を推進するため、行財政改革プラン2020（平成29年～32年度末）を策定します。この案に対し、市民の皆さんの意見を募集します。

実施名称 行財政改革プラン2020

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

検討結果の公表等 4月（予定）。意見等に対する個別的回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容および市の検討結果とその理由を公表します。

配布・閲覧場所等 企画政策課（市役所本庁舎2階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井駅開設記念会館でご覧いただけます。市ホームページでも公開しています。

提出方法 2月22日～3月21日（必着）に、住所・氏名・施策名称を明記し、直接、郵送、ファクスまたは市ホームページ専用フォームで企画政策課へ。

問合せ 企画政策課企画政策係（☎042-387-9826）

11224

（仮称）第5次男女共同参画行動計画（素案）に対するパブリックコメントの検討結果

市では、平成28年12月5日～平成29年1月4日に、同計画（素案）に対して、市民の皆さんから意見を募集しました。この結果、本件に対する意見はありませんでした。

問合せ 企画政策課男女共同参画室（☎042-387-9885）

東小金井事業創造センターの入居者を募集中

創業予定者や事業者の育成サポート事業を展開するSOHO・インキュベーション施設である東小金井事業創造センター（通称「KOTO」）の入居者を募集しています。詳しくは応募要項をご覧ください。

募集施設 シェアブース1室（約2平方メートル）

利用料金 月1万8千円

利用期間 原則3年

応募要項 同センター、経済課（市役所第二庁舎4階）で配布するほか、同センターホームページ（http://koto.info）からダウンロードできます。

審査方法 申請書および3月6日（月）実施の面談等に基づき、審査を行います。

応募方法 3月3日（必着）までに、郵送または直接、申請書等を同センターへ。

問合せ 東小金井事業創造センター（〒184-0002 梶野町1-2-36 ☎042-21312040）

行財政改革市民会議からの答申

第8期行財政改革市民会議は、平成27年9月に市長から諮問を受け、新たな行財政改革プラン策定等について審議を行い、2月3日に、市長に答申を提出しました。

答申内容は、「未来をひらく小金井市改革」を進めるため、▷徹底した市民目線で！補助金等の適正化 ▷民でできることは民で！民営化等の推進 ▷人数のせいにするな！職員数の適正化 ▷市民の「ありがとう」のために！職員の意識改革 ▷ガラス張りを目指せ！行財政改革の見える化等の10の取り組みの実践を求めるものです。市では、答申を真摯に受け止め、行

財政改革のさらなる推進に取り組みます。答申内容は企画政策課（市役所本庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、図書館本館でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

問合せ 企画政策課企画政策係（☎042-387-9826）



◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合せ
文化財保護審議会	2月22日(水) 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	文化財保護事業について ほか	生涯学習課文化財係 (☎042-387-9879)
第15回公民館運営審議会	2月23日(木) 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	公民館事業について ほか	公民館本館 (☎042-383-1184)
男女平等推進審議会(※)	2月24日(金) 10:00～	市民会館・萌え木ホールB会議室	第5次男女共同参画行動計画案の答申、男女共同参画施策の推進について	企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)
清掃関連施設整備基本計画検討会議	2月27日(月) 18:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	清掃関連施設整備基本計画について	ごみ対策課減量推進係 (☎042-387-9835)
第2回保健福祉総合計画策定委員会	3月9日(木) 18:30～	前原暫定集会所施設1階A会議室	保健福祉総合計画策定に係るアンケート調査結果について	地域福祉課地域福祉係 (☎042-387-9915)

※ 保育あり（要事前申込）

ごみの収集日変更について説明会を追加開催
市では、4月1日からごみの収集日を変更します。現在、一部の地域では、土曜日に燃やすごみを収集していますが、4月から、土曜日は収集を行わないこととし、月曜日から金曜日のうち2回収集となります。また、そのほかの品目についても収集日を見直すこととなったため、市民説明会を開催します。

なお、変更後の新しい収集日等については、平成29年度

ごみ・リサイクルカレンダー（順次、全世帯へ配布）に掲載しますので、ご確認ください。

とき・ところ 2月22日（水）午後6時から公民館貴井南分館、26日（日）午前10時から前原町西之台会館（いずれも15分前から受け付け）

定員 各50人（当日先着順）

その他 車での来場は遠慮ください。

問合せ ごみ対策課清掃係（☎042-387-9885）